

豊明市協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例

逐条解説

平成22年8月

豊明市

条 例 の 構 成

前 文

目 的

第 1 条 目的

定 義

第 2 条 定義

基本理念

第 3 条 基本理念

役 割 (第 4 条 ~ 第 1 0 条)

第 4 条 市民の役割

第 5 条 地域組織の役割

第 6 条 市民活動団体の役割

第 7 条 事業者の役割

第 8 条 議会の役割

第 9 条 市の役割

第 1 0 条 市職員の役割

施 策 (第 1 1 条 ~ 第 1 7 条)

第 1 1 条 地域組織の活性化

第 1 2 条 財政的支援

第 1 3 条 資材等の提供

第 1 4 条 協定の締結

第 1 5 条 その他の支援

第 1 6 条 推進体制

第 1 7 条 協働推進委員会の設置

委 任

第 1 8 条 委任

前文 条例制定の趣旨

わたしたちの住む豊明市は、大脇の梯子獅子や上高根の棒の手などをはじめとする伝統芸能や、国指定史跡桶狭間古戦場伝説地など多くの歴史と文化に恵まれたまちです。さらには、農耕社会で築かれてきた地域のあたたかい絆や、隣保班や町内会として受け継がれてきた組織的な助け合いの精神など、先代から大切に守り育まれてきた温もりと人情があふれるまちです。このような風土が、町内会加入率の高さとなってあらわれ、区や町内会などの地域組織が、豊明のまちづくりを支えてきました。さらに近年、こうした伝統的な地域活動に加えて、行政主体から市民がつくるまつりとして再出発した豊明まつりをはじめとし、防犯、福祉、環境など、さまざまな分野において、自分たちの住むまちを自分たちの手で魅力あふれるまちにしていこうという、こころざしを持った市民の取り組みが、いっそう活発になってきました。このような地域の力を活かしながら、市民が誇りの持てる活力に満ちたまちを創造し、市民一人ひとりが日常にしあわせを感じながら暮らしていくことは、わたしたちの願いです。

桶狭間の合戦から450年の節目の年に、市民一人ひとりが主人公になってまちをつくる地域社会活動を推進し、その活動を通じて蓄積される地域の力を存分に活かした協働のまちづくりを、より一層すすめていくことをここに宣言し、この条例を制定します。

【趣旨】

この条例の制定にあたって、条例本文では示しきれない基本的な姿勢や考え方を明らかにするものです。

【解説】

先代からの人々の努力によって現在の豊明市があり、その豊明市をこれからも地域の人々のつながりやぬくもりのある暮らしやすい地域社会として後世に引き継いでいかなければなりません。

また、近年、市民自らがそれぞれの個性や特技を地域のために出し合い、地域を盛り上げようとする機運も高まってきています。

本条例の前文では、地域社会活動の推進の前提として「市民一人ひとりが日常にしあわせを感じながら暮らしていく」を市民の権利として保障しています。市民一人ひとりが安心して誇りをもって住み続けられるまちが、活力に

満ちたまちの創造につながるということが明記されています。それゆえ、「市民一人ひとりが主人公になってまちを創る」地域社会活動の推進とは、市民が創造的まちづくりに参加する権利を持ち、また責務を担う人間として位置づけることが基本となるものです。

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、地域社会活動の推進について、基本理念を定め、市民等、議会及び市が、それぞれの役割を果たしながら共に協働のまちづくりをすすめることにより、市民の知恵と力が生きる、個性豊かで魅力と活力にあふれたまちを実現していくことを目的とする。

【趣旨】

本条例の目的について規定しています。

【解説】

市民が安心、安全のうちに、豊明市で生活し、学び、働きながら心豊かに暮らしていくことは、市民すべての権利です。しかし、日常生活の中には、子育てや高齢者のケア、災害時の救出、子供の安全など、地域や家庭のあり方が変容したため個人では担いきれなくなり、公共的なサービスとして支えることも必要になってきた課題や、問題も多くあります。少子高齢社会となり厳しい財政状況が予想される中、今後も増えていくさまざまな社会ニーズに可能な限り答えていくためには、地域のさまざまな力が公共サービスを補いあうことが必要になります。

市民等と議会及び市が一体になってそれぞれの特性を組み合わせながら、公共サービスを支えていくことは、豊明市が目指している「一人ひとりの幸せ」を追求する利用者本位のサービスを創造する可能性にもつながり、わたしたちがゆたかに暮らせる地域をつくる力にもなっていくのです。本条例は、そのような協働のまちづくりをすすめていくことを目的として制定するものです。

市民等とは

この条例では、市民、地域組織、市民活動団体及び事業者のことを指します(第2条)

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、在勤し、在学し、又はその他まちづくりに関わる者をいう。
- (2) 地域組織 豊明市区設置に関する規則(昭和50年豊明市規則第6号)第2条に定める区、町内会及びこれに類する地域で生活することを縁として公益的な活動を行う組織をいう。
- (3) 市民活動団体 営利を目的とせず、公益的な活動を自主的に行う組織であって、その組織の活動が次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
 - ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (5) 地域社会活動 地域課題を解決することを目的とし、営利を目的としない公益的な活動を行うことをいう。
- (6) 協働 市民、地域組織、市民活動団体、事業者、議会及び市がそれぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完及び協力をし、共に公共的、公益的活動を行うことをいう。

【趣旨】

この条例を読む際に共通の認識を持つ必要のある語句について定義するものです。

【解説】

(第1号)「市民」とは、実態として豊明市に住んでいるすべての人を指し、国籍や人種等による区別はないものとします。また、住居がある人だけではなく、市内に通勤、通学する人や、豊明市のまちづくりに関わりを持つ人々すべてを含みます。

(第2号)「地域組織」とは、区、町内会、自主防災組織、消防団といった住民自治組織及び、その地域の住民で構成される老人会、婦人会、子ども会等の団体をいいます。

(第3号)「市民活動団体」とは、市内で活動する営利を目的としないすべての団体を含めます。

(第4号)「事業者」とは、市内に事業所等を持ち、事業活動を行う民間の企業、商店、及びそれらによって構成される商工会、発展会などをいいます。事業者は市民生活や地域社会と密接な関わりを持ち、組織として、まちづくりに参加、協力する立場にあると考えられます。

(第5号)「地域社会活動」とは、地域のさまざまな課題を解決するため、区、町内会などの地域組織が行う、区域内の住民すべての参加を基本とした「地域自治活動」と、志を持った市民が自主的に行うテーマ型の「市民活動」の両方の言葉を結びつけた豊明市独自の用語です。

また「公益的な活動」とは、自分だけでなく、身近な隣人から地域の人々まで、特定の限られた人でなく、不特定多数のために幅広く役立つことを目指す活動を指し、その分野としては、防犯、防災、福祉の推進、まちづくり、青少年健全育成、環境保全などがあります。

(第6号)「協働」とは、市民、地域組織、市民活動団体、事業者、議会、市がそれぞれの立場や役割を認め合い、自立した存在として、対等の関係で協力しあうことです。まちづくりにおいては、それぞれがバラバラに動いていたら十分な効果を発揮することができません。各自がお互いに相手の立場をよく理解し、お互いの足りない面を補いながら、より多くの力を合わせて協力して活動していくことが必要です。

「地域課題」とは？

ゴミ出しマナーや、不法投棄、路上の不法駐車、放置自転車から、防犯・防災のこと、独居高齢者の見守り、地域環境整備、自然保護など、地域ごとに抱えている身近な課題のことです。

第3条 協働のまちづくりの基本理念

(基本理念)

第3条 本市のまちづくりにおいては、身近な地域課題について、市民、地域組織、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）が、自ら主体的に取り組むことを自治の基本とし、議会及び市と協働してまちづくりをすすめるとともに、多くの市民等がまちづくりの担い手となることにより地域への愛着を育み、地域の力を活かした市民主体のまちづくりを進めるものとする。

2 市民等、議会及び市は、まちづくりにおけるそれぞれの特性と役割を理解し、必要な情報を共有するとともに、対等な立場で互いの自主性及び自立性を尊重し、協力しながら地域社会活動の推進に努めなければならない。

3 市民等、議会及び市は、地域社会活動の果たす社会的意義を理解し、その促進のため、それぞれが持つ人材、場所、資材、資金、情報などの提供に努めるものとする。

【趣旨】

基本理念の規定は、この条例の基本的な考え方を示すものです。

【解説】

（第1項）協働のまちづくりの基本理念として、市民、地域組織、市民活動団体、事業者、議会及び市それぞれが、身近な地域課題について主体的に取り組むという考え方を基本として、協働してまちづくりを進めることで、地域の力や市民の力をよりいっそう活かしたまちづくりを進めていくことを明らかにしたものです。

（第2項）地域社会活動の推進において協力、連携するに当たっては、上意下達ではなく、市民、地域組織、市民活動団体、事業者、議会及び市が、ともにまちづくりを行うパートナーとして「相互理解」、「情報の共有」、「対等の関係」、「自主性、自立性の尊重」という原則に基づいて努めなければなりません。

（第3項）地域社会活動を活性化していくため、市民、地域組織、市民活動団体、事業者、議会及び市は、それぞれが持つ人材・場所・資材・資金・情報などの資源をお互いに出し合うことを目指します。

第4条 市民の役割

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの担い手としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動するとともに、地域社会活動に進んで参加するように努めるものとする。

2 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、区、町内会等の基礎的な地域組織に積極的に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

【趣旨】

地域社会活動の推進における市民の役割を規定したものです。

【解説】

(第1項)市民が安心、安全のうちに、豊明市で生活し、学び、働きながら心豊かに暮らしていくことは、市民すべての権利です。しかし権利を主張するだけでは、すべての市民にとって暮らしやすい豊かなまちは実現できません。市民がまちづくりに参加する権利を、協働のまちづくりの最も重要な基本原則として位置づけ、性別や年齢、国籍、その他さまざまな心身の状況や社会的立場に関わらず、すべての市民が常に対等な立場でまちづくりに参加できることを保障されていると同時に、自分たちが住むまちを住みやすいまちにするため、自らの責任として、地域社会活動への自主的な参加が期待されています。

(第2項)子どもたちの通学等の安全や、一人暮らし老人の見守り、災害発生時の救助活動など、安全で安心な生活を送るためには、区、町内会などの基礎的な地域組織が大変重要になります。また、地域の固有課題について、住民同士で話し合い、解決に向けて協力して行動するとともに、必要な場合には市や他の機関等へ対応を求めることなども、この基礎的な地域組織が基本になります。一定の空間を住みよい地域にするためには、そこに暮らす人たちがみんなが住民としての自覚と責任を持って、行動することが必要です。その具体的な行動が、区や町内会が住みよいまちづくりに貢献している役割を認識し、それに加入することです。これは、自分たちの地域を自分たちでつくる地域自治を実現するための権利とも言えるもので、市民の努力目標として、区、町内会への自主的な加入を求めています。

第5条 地域組織の役割

(地域組織の役割)

第5条 地域組織は、自らの役割及び活動に関し、地域住民の理解を得るよう努めるとともに、対象区域の住民の福祉向上を図るため、住民相互のふれあいを深め、地域課題を住民相互で解決する活動を通じて地域自治意識の高揚に努めるものとする。

2 地域組織は、前項の場合において、他の地域組織、市民活動団体、事業者及び市と協働して地域社会活動の推進に努めるものとする。

【趣旨】

地域社会活動の推進における区、町内会等の地域組織の役割を規定したものです。

【解説】

(第1項) 私たちの暮らしの中には、子どもの安全、高齢者の一人暮らし、災害時の救出等、わたしたちの生活の中には、自分一人の努力だけでは解決できない問題が多くあります。「子どもを地域で見守る気持ちがある」「災害時に近所が助けにきてくれる関係がある」といった「ご近所の底力」がこれまで以上に問われる社会になりました。豊明市では区・町内会等の組織を、一人ひとりが小さな力を出し合って地域をよくしようとする気持ちや行動が育まれる基盤として、今後も守り育んでいくことが必要です。そのため、まちづくりの基礎的な組織である区、町内会などの地域組織は、これまで行ってきた住民同士の交流から住民の生活を助け合う活動等、総合的な役割は保持しながらも、住民の福祉の向上を目指し、自主的に地域課題に対処するような活動を行っていくことで、地域住民の理解を得るよう努めることが期待されています。高齢者の暮らしの支えあい、青少年の問題、防犯・防災等、地域で課題になっていることについてどう克服するかを話し合い、みんなが協力して取り組む活動を充実することで、自分たちの地域を自分たちでつくる自治の力を高めていくことが可能になります。

(第2項) 地域の課題は多種多様で、複雑化、高度化しています。中には、地域だけで解決することが難しいものもあります。それで、必要に応じて、他の区、町内会や学校、市民活動団体、事業者、市と連携し、より効果的に地域課題の解決に向けた取り組みを行うことが期待されています。

第6条 市民活動団体の役割

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて、広く市民に理解される地域社会活動に取り組むよう努めるものとする。

【趣旨】

地域社会活動の推進における市民活動団体の役割を規定したものです。

【解説】

自然環境の保護、障がい者の生活支援、青少年のひきこもり、外国人の増加など、社会の変化により新しく生まれてくる課題に対しては、特定の課題を解決しようという志(こころざし)をもって専門的に活動する市民活動団体の貢献が注目されています。

市民の生活は、24時間365日続くもので、志をもった市民によって支えられる市民活動団体だけでは一人ひとりの生活やニーズを支えることは困難です。地域ニーズを把握したり、地域のさまざまな住民の力を結集することで、市民活動団体が目指している社会的目的をよりよく実現することが可能になります。そのためには住民から信頼の厚い区・町内会等の地域組織との協働は大切です。地域の活動に参加することなどから始まり、協力しあえるような信頼関係をつくっていくことが重要です。

そのようにして、地域において市民活動団体が期待されている使命、役割を自らが認識し、広く市民に理解されるような市民活動に取り組み、結果として市民等から信頼、協力、支援が得られ、地域全体で市民活動を支えていくような展開が期待されています。

第7条 事業者の役割

(事業者の役割)

第7条 事業者は、地域社会の一員であることを認識し、地域社会活動に関する理解を深めるとともに、必要に応じて、地域組織、市民活動団体及び市と連携して地域社会活動への参加並びに推進に努めるものとする。

【趣旨】

地域社会活動の推進における事業者の役割を規定したものです。

【解説】

事業者も地域社会の一員であることから、自主的な取り組みとして、地域組織、市民活動団体及び市と連携しながら地域社会活動に参加、協力することが求められています。

第 8 条 議会の役割

(議会の役割)

第 8 条 議会は、市政の審議及び議決機関として、市民の意思を代表し、地域の力が活かされた協働のまちづくりを推進するとともに、議会の活動に関する情報を市民に分かりやすく提供し、開かれた議会運営に努めるものとする。

2 議員は、議会がその権限を適切に行使できるように、地域課題及び市民の意見を把握するとともに、議員活動を通じて地域社会活動の推進に努めるものとする。

【趣旨】

地域社会活動の推進における議会の役割を規定したものです。

【解説】

(第 1 項) 市議会は、地方自治法に基づき、市政の審議、議決機関として、市民の意思を市政に反映させ、地域の力が活かされたまちづくりの実現を進めることを示しています。

市議会には地方自治法により、下記のような権限があり、市民を代表してまちづくりを担う重要な役割があります。

- ・ 市政における重要な意思決定 (法 9 6 条 1 項)
- ・ 行政活動における監視機能 (法 9 8 条 1 項) 監査請求権 (法 9 8 条 2 項 調査権 (法 1 0 0 条))
- ・ 議案の提案 (法 1 1 2 条) 議案の修正等

議会は、審議経過等、議会に関する情報を、市民に分かりやすく提供するように努め、市民のまちづくりへの関心を高めていくことが期待されています。

(第 2 項) 議員は、地域課題や市民の意見を把握し、市民の力がいかされるまちづくりを進めるよう、議員活動を通じて地域社会活動を推進していくことが期待されています。公聴会や報告会等その方法や形態は、議員個人によって異なるものであり、一律に定めるものではありませんが、市民の信託に応えるため、議員活動に関する自らの活動状況等を、様々な機会を通して市民に説明・報告していくことが必要です。

第9条 市の役割

(市の役割)

第9条 市は、市民等による地域社会活動の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

2 市は、協働のまちづくりを推進するため、地域組織及び市民活動団体の果たす役割を尊重し、その活動を支援するために必要な施策を講じなければならない。

【趣旨】

地域社会活動の推進における市の役割を規定したものです。

【解説】

(第1項) 市民等による地域社会活動は、行政の下請けではありません。自主的に行われるべきものであって、市からの押し付けにならないよう自主性、自律性を尊重すべきことが規定されています。

(第2項) 市は、地域組織、市民活動団体が地域において果たす役割を尊重し、自主的な地域社会活動が活発に行われるよう、必要な施策を行っていくこととしています。

第10条 市職員の役割

(市職員の役割)

第10条 市職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、協働のまちづくりを推進するため、市民本位の立場から職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、協働のまちづくりを推進するため、必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

【趣旨】

地域社会活動の推進における市職員の役割を規定したものです。

【解説】

(第1項)職員も自主的に地域社会活動に参加することにより、協働によるまちづくりを推進する視点を持って職務を遂行する責務を定めるものです。

(第2項)市は、協働のまちづくりをすすめるため、職員に必要となる能力向上に努め、必要な施策を行っていくこととしています。

第11条 地域組織の活性化

(地域組織の活性化)

- 第11条 地域組織は、まちづくりの最も基礎的な団体として、時代の変化による住民の生活様式及び価値観の多様化等を認識し、地域自治を推進するためにふさわしい運営をするとともに、地域住民が加入しやすい組織作りに努めるものとする。
- 2 区の代表者により構成される区長会は、地域自治を総合的に推進するための組織として、地域組織の課題について相互に連携しながら解決に努めるとともに、地域組織と市との円滑な協働を推進するものとする。
 - 3 事業者は、この条例の目的を理解し、地域組織への加入の促進に協力するよう努めるとともに、地域社会の一員として地域組織の活動に協力するよう努めるものとする。
 - 4 議会及び市は、区長会及び地域組織並びに事業者と連携し、地域組織への加入を促進するとともに、地域組織の活性化に努めるものとする。

【趣旨】

本市のまちづくりにおける地域組織の位置づけ、および地域組織の活性化に向けたそれぞれの役割や姿勢を示したものです。

本市が区、町内会等の地域組織をまちづくりの基礎とし、守り育てていくことを示した本条例の特徴的な条文です。

【解説】

(第1項)本市のまちづくりは、区、町内会等の地域組織を、地域自治をすすめる基礎とすることを特徴としています。地域組織をまちづくりの基礎として位置づけた上で、市民活動団体等が取り組む個別の分野の活動は、地域でも市でも十分に対処できない部分を補うものとして期待されています。

地域組織が行う住民相互の交流や、扶助活動は、地域ごとのやり方や伝統があり、負担とを感じる人もいれば、大切に楽しいと感じる人もいるなど価値観に大きく関わる部分です。長い歴史の中で築かれた慣習や人間関係があり、活力ある自治組織の運営に向けての取り組みは容易ではありませんが、町内会等へ加入し、参加している必要性を実感できるよう、住民が抱える課題の解決に向けての自主的な活動等、時代の変化に対応した役割を期待されています。

(第2項)市の条例や規則等に定めのない「区長会」の役割をこの条例で定め、地域組織の活性化について総合的に検討し、推進していくこととしています。また、それぞれの地域組織が抱える課題について、相互に連携し、必要に応じて市と協働して解決を図るよう推進することが期待されています。

(第3項)事業者もまちづくりの主体として、本条例の趣旨を理解し、その推進に努めていくこととしていますが、特にライフスタイルが多様化する中で、事業者は、アパート入居者等の地域組織に対する理解と加入促進について、地域組織に協力することを定めたものです。また、事業者は、地域住民と同様、地域社会を構成する一員としての責任を踏まえ、地域活動に協力することを定めています。

(第4項)地域組織の活性化に向けた市及び議会の姿勢を定めています。地方分権の本旨や協働の考え方を踏まえ、地域組織への加入促進や地域組織の活性化について全市をあげて取り組んでいくことを明らかにしています。

第12条 財政的支援

(財政的支援)

第12条 市は、市民等による地域社会活動を推進するため、地域組織に対する財政的支援制度について、地域の実情を踏まえて整備するものとする。

2 市は、市民等による地域社会活動を推進するため、市民等の自主的な提案に基づく地域課題の解決に資する活動に対し、予算の範囲内で財政的支援をすることができる。

【趣旨】

地域社会活動のために市が財政的支援を行うことについて定めたものです。

【解説】

(第1項) 地域組織が抱える課題は、地域ごとに多種多様です。区や町内会がそれぞれの特色を活かして取り組む自主的な地域社会活動を支援していきけるよう、財政的支援については、地域分権の趣旨を十分に考慮し、地域の実情にあわせた柔軟な制度が求められます。

(第2項) 地域社会活動にとって資金確保は最大の課題です。地域社会活動を活性化していくため、市民が自主的に提案する活動を予算範囲内で財政的に支援することができることとしています。

第13条 資材等の提供

(物品等の提供)

第13条 市は、市民等による地域社会活動を推進するため、公務に支障のない範囲で、活動に必要な物品等及び場所の提供を行い、活動環境の支援に努めるものとする。

【趣旨】

地域社会活動のために市が物品等の提供支援を行うことについて定めたものです。

【解説】

市は、地域社会活動を活性化していくため、市民等が自主的に実施する活動に対し、必要な備品、資材、場所を公務に支障のない範囲で提供するように努めることが定められています。具体的には、地域社会活動への公用車貸出や、備品貸出、公共施設の使用許可などがあります。

第14条 協定の締結等

(協定の締結等)

第14条 市民等は、地域課題の解決に取り組むため、市と協議の上で相互の役割分担を定め、協定を締結することができる。

2 市は、協定の締結に当たっては、市民等の多様な活動内容に考慮し、柔軟かつ弾力的に地域社会活動を推進するよう努めるものとする。

【趣旨】

地域社会活動のために行う、市民等と市との協定の締結について定めたものです。

【解説】

(第1項) 地域が課題の解決に向けて取り組んでいくことについて、市と市民等とが協定を結ぶことで今までの支援制度の枠にとらわれず、地域に一番合った、効果的な支援の方法を見つけ、実践していくことができることを示したものです。「どんな問題を解決しようとしているのか」「どんな地域にしていきたいのか」といった目的、活動ごとに、解決に向けての地域組織等や市の役割などを協定書に定めていくこととなります。協定書の締結は、市民等の側、行政側からの双方の発意が考えられます。

(第2項) 地域社会活動を推進するにあたっては、市が行う支援は、画一的なものではなく、解決しようとしている課題や、団体の性質を考慮し、柔軟に対応することを求めています。

第15条 その他の支援

(その他の支援)

第15条 市は、地域社会活動に対し、その活動を促進するため、必要に応じ、適切な支援策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項の規定により支援を行う場合は、市民等の自主性及び自立性を尊重するとともに、公平性及び透明性を確保するものとする。

【趣旨】

地域社会活動のために市が行うその他の支援について定めたものです。

【解説】

(第1項) 地域社会活動を行うにあたり、必要とされる支援は多種多様です。情報の提供、人的支援、活動ごとに柔軟な支援策を講じていくことを求めています。

(第2項) 市は、支援を行う際には、市民等の自主性、自律性、公平性、透明性の確保について留意をしながら支援制度を構築していくことを定めています。

第16条 推進体制

(推進体制)

第16条 市は、地域社会活動の推進及び地域に密着した行政を行うため、地域を所管する組織及び職員の充実に努めるものとする。

【趣旨】

地域社会活動のための市の組織的推進体制について定めたものです。

【解説】

地域社会活動を活性化していくため、地域社会活動を所管する組織及び職員を充実させ、地域社会活動を行う団体に対し、アドバイス等の人的支援を行っていくとともに、地域に密着した行政運営に努めることとしています。

第17条 協働推進委員会の設置

(協働推進委員会の設置)

第17条 地域社会活動の推進及び協働のまちづくりについて必要な事項を協議するため、豊明市協働推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

【趣旨】

地域社会活動を促進し、協働のまちづくりをすすめるため、市長の附属機関として、豊明市協働推進委員会を設置することを定めたものです。

【解説】

この条例が実効性のあるものとなるよう、「豊明市協働推進委員会」が地域社会活動の推進に関する必要な事項の調査や検討、審議などを行い、その意見や評価を踏まえより効果的な協働のまちづくりの推進をめざすものです。

第18条 委任

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

この条例に関し、必要な事項は、規則等で定めることを規定しています。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

【解説】

この条例は、平成22年4月1日から効力を発生します。

平成22年(2010年)は、豊明の地で行われた桶狭間の戦いから450年目の節目の年であり、地域の資源を活かし、市民の力を集結したまちづくりの実践に向けて、新たなスタートをするものです。